

①

事務連絡
令和5年12月18日

利用団体様

前橋市中央公民館

前橋市中央公民館使用料減免申請書の提出について

令和6年度に中央公民館を利用する団体で使用料の減免を希望する場合は、下記事項を確認のうえご提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 提出前確認表
- (2) 前橋市公民館使用料減免申請書
- (3) 利用計画・収支見込み
- (4) 会員名簿
- (5) 会則または規約

※ (1)～(5)を全部そろえて一括で中央公民館窓口へご提出してください。

※ 一部でも書類が不足する場合は審査をすることができず、お預かりすることが出来ませんので、ご注意ください。

※ なお、関係書類は、個人情報保護をふまえて適切に管理いたします。

2 提出先・受付時間

- (1) 前橋市中央公民館
- (2) 受付時間：(平日) 午前8時30分から午後7時まで
(土日祝) 午前8時30分から午後5時まで
※ 12月29日(金)～1月3日(水)は休館です。

※ 提出書類の記載内容について、窓口で確認させていただく場合がありますので、提出にあたっては、申請内容について把握している方の来館をお願いします。

3 提出期限 令和6年1月31日(水) 【厳守】

お問い合わせ先
前橋市中央公民館
前橋市本町二丁目12番1号
電話 027-210-2199
担当 中島

前橋市中央公民館使用料減免決定の流れ

説明会

- ・ 12月18日（月）午後7時から
- ・ 12月19日（火）午前10時から
- ・ 12月19日（火）午後2時から

申請受付

- ・ 申請書類は説明会又は窓口で配布し、受付を開始いたします。
- ・ 申請期限は令和6年1月31日（水）です。
- ・ 提出時に窓口でお待ちいただく場合もございますので余裕を持ってお越しください。
- ・ 土日祝日等に提出された場合は、その場で細かな書類確認ができないことから、不備等があると改めて平日に窓口にお越しいただくことがあります。ご了承ください。

審査

- ・ 提出された申請書類は窓口でいったん預かり、随時審査いたします。
- ・ 書類の不足・不備等があった場合は、再度提出をお願いします。
- ・ 申請が受理されても審査の結果により、必ずしも減免になるものではありません。

決定通知 交付日の周知

- ・ 減免決定通知の交付開始日が決定しましたら、公民館内の掲示等で周知します。
(3月中旬に交付予定)

決定通知 交付

- ・ 交付は代表者へ郵送でお送りします。代表者以外へは送付できません。

社会教育・公民館について

- 公民館は、社会教育法で規定されている「社会教育施設」です。

日本国憲法 → 教育基本法 → 社会教育法 第5章「公民館」

- 公民館の目的、部屋の貸出とは？

(公民館の目的) 社会教育法第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業) 社会教育法第22条一部抜粋

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること（第22条一部抜粋）

※ 公民館は市町村が設置する、上記を目的とする教育施設です。

※ 民間のカルチャーセンターや「一般の部屋貸し」施設とは性格が異なります。法第22条の「公共的利用」として部屋の貸し出しを行っています。したがって、学習グループによる公民館の部屋利用は公共的利用の一部をなすものです。

- 生涯学習・社会教育の目指すもの

◇国民の多様な学習要求が具体的に実現され、学習成果が地域社会の向上に役立つ

※ 生涯学習や社会教育の考え方は様々ありますが、上記はそのひとつです

- 「減免団体」は、公民館利用団体の「お手本」

皆さんの団体が率先して「社会教育活動」の中心的存在となり、地域づくり、まちづくりの様々な場面で活躍していただくことが、一般の利用団体の「お手本」となります。そのための「減免措置」でもあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

● 「地域住民に対して開かれていること（公開性）」と「地域貢献活動等に取り組んでいること（地域貢献性）」

減免団体となるためには、一定期間の良好な利用状況(6か月を超える期間)を経た後、減免申請が提出され承認される必要がありますが、どの団体でも減免の対象となるわけではなく、公共的利用を行う社会教育活動団体にふさわしい役割を果たしていただく必要があります。その役割が、「地域住民に対して開かれていること」（誰でも参加できること）と「地域貢献活動等に取り組んでいること」です。

前橋市中央公民館 使用料減免について

4

＜減免対象となる団体および活動＞（前橋市公民館利用規則第6条第2項一部抜粋）

- 青少年及び成人に対して組織的な教育活動を行う団体であって、その活動が公益性を有すると認められたものが、社会教育に関する事業を行うために利用するとき。
- 市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体等が市の行政に寄与する目的のために利用するとき。
- 地域住民によって組織された団体（自主学習グループ）が、生涯学習に関する活動を行うために利用するとき。

1 減免対象となる活動

対象となる活動は次のとおりです。

会員の学習向上と交流を図るとともに、学んだ知識や技能を地域に還元することを目的としていること。

2 減免の要件

対象となる団体は次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 公民館主催事業から発生した学習グループや地域住民によって自主的に組織されたグループであること。
- (2) 会員が3人以上で、会員の半数以上が市内在住、在勤、在学であること。
- (3) 募集情報を公開しており、誰でも参加または入会できること（ただし、特定の年齢を対象としている団体が、年齢を制限する等やむを得ない場合を除く）。
- (4) 会則、名簿を備え、適正に会を運営していること。
- (5) 公民館事業への協力や地域活動、ボランティア活動に取り組んでいること。
次の「①～⑤」に該当する2つ以上の取組みを行うこと。】

※同項目内複数可

※個人ではなく団体として参加していることが必要です

- ① 公民館利用団体連絡協議会へ加入し参加、協力している。
- ② 公民館文化祭に参加・協力している。
- ③ 本市の事業や公民館事業に参加・協力している。
（中央公民館の具体例：クリーン作戦、自主学習グループ学習見学会、中公応援団 つどう・まなぶ・むすぶへの団体としての参加）
- ④ 地域づくり事業ほか地域の行事に参加・協力している。
- ⑤ 福祉施設等への慰問、清掃等のボランティア活動その他の地域貢献活動に取り組んでいる。

以上のことが、申請書、会則、添付書類から明らかな場合、減免が認められます。

1 「使用料減免申請書」の作成について

(1) 利用目的

団体の事業の目的や趣旨および運営が、公開性や地域貢献性を持ち、地域文化等の振興に寄与すると認められるものでなければなりません。

(2) 申請理由（公開性）

市民に開かれた団体として誰もが会員になれることが必要です。
したがって入会にあたって制限がつけられないことが要件となります。
※例えば、会員の資格審査などが行なわれないこと。

また、特定の流儀流派に限られるものは全額免除の対象にはなりません。

(3) 申請理由（名簿）

公民館の利用者は、学習者が主体となっている生涯学習団体ですので、講師は会員には含まれません。

(4) 申請理由（減免要件）

該当する項目□にチェックし、令和5年度の実績を記載してください。

(5) 申請理由（次年度の計画）

減免要件に関係する来年度計画中の内容を具体的に記載してください。
なお、活動は個々の会員ではなく、利用団体としての活動を記入してください。

2 「利用計画・収支見込」の作成について

(1) 令和6年度の見込みの利用計画と収支を記載してください。

(2) 講師、指導者への謝礼の表現は「講師謝礼」としてください。お歳暮やお中元といった項目は使用せず、「講師謝礼」に含めるなど、一般的な項目で記載してください。講師謝礼だけでなく、事務費（「印刷製本費」「消耗品費」など）も必要に応じて記載してください。

(3) 記入後に必ず検算をして、金額や計算の誤りがないか確認してください。収入と支出の合計金額は一致するようにしてください。

あくまで見込みの金額ですので、金額は百円、千円単位などで結構です。

(4) 【会費(月額等)×人数×月】など、会の収支の根拠となる積算の表現を収支見込欄に記入してください。また、会員数や会費の額が「会員名簿」や「会則・規約」とも同じになるようにしてください(例年違っている団体がありますのでご注意ください)。

3 「会員名簿」の作成について

代表＋2名の方は公民館から連絡をする可能性がありますので、住所、電話番号のご記入をお願いします。それ以外の方は、氏名と町名までで結構です。(会員が3名の団体は全員の住所、電話番号をご記入ください。)

4 「会則・規約」について

- (1) 決められた書式はありません。会で作成したもので結構です。そのため、配布した資料のなかには「会則・規約」の用紙はありません。
- (2) 減免要件の1つである「公開性」は「誰でも参加入会できること」が条件となりますので、会則の中にこれと異なる表現(会員の推薦や会員の資格審査が必要など)がないよう、申請書との整合性にご注意ください(毎年古い会則を改正せずにそのまま使用している例があります)。